



議案第四十九号

福山地区農地造成事業（地区再編農業構造改善事業）計画について

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十七年六月十六日

三朝町長 松村喬成

昭和五十七年六月拾七日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

- 一 事業の名称及び工事名 農地造成事業（地区再編農業構造改善事業）
福山地区農地造成工事
- 二 施行場所 三朝町大字福山地区内
- 三 工事の概要 農地造成三〇ヘクタール
- 四 事業費 三二、八〇〇、〇〇〇円
- 五 事業の実施方法 請負
- 六 工事の時期 昭和五十七年度